

明農振第25号－2
令和6年4月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明石市長 丸谷 聰子

市町村名 (市町村コード)	明石市 (28203)
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区・浜西地区 (清水集落、浜西集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区の農地55.1haのうち約32.1haは、平成6年から平成11年にかけ圃場整備事業が実施され、地区内にはパイプラインが設置されている。温暖な気候と大都市に近い地理的条件ではあるが、地区内の農家のほとんどが兼業農家であり、水稻を中心に生産を行っているほか、「清水いちご」としてブランド化したイチゴを生産、販売を行っている。

当該地区も他の地区と同様に、農業者の平均年齢が73.2才と高齢化が進み、後継者が不足する事態となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域として、水稻を中心とした露地野菜の生産やブランド化した「清水いちご」の生産を継続していく。

今後、農業機械の過剰投資をなくし、効率的な農業経営を維持していくため、営農組合の再開を検討する。

ため池クリーンキャンペーンを今後も引き続き行い、農業者と地域住民が協働で、水辺空間の保全と清掃活動を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

離農、規模縮小が生じた場合には、近隣の農業者を中心に農地利用最適化推進員と農業委員が調整し、農地の集積、集約を農地バンクを通じて進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

個別で管理できなくなった場合は、所有者の貸し付け意向・時期などに配慮しながら、農地バンクを通じて貸し付けを行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金を活用した農業水利施設の保全整備を継続していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①アライグマやヌートリアの被害が拡大しないよう市及び獣友会と連絡を密にし、捕獲機の設置・捕殺を進める。